

平成29年第1回広陵町議会定例会会議録（3日目）

平成29年3月9日

○3番（山田美津代君） 議場の皆さん、議員の皆さん、理事者の皆さん、こんにちは。3番、山田美津代です。4項目にわたって質問させていただきます。

まず初め、質問事項1、公共交通の利用運賃の改善と、より町民に便利なデマンド導入は喫緊の課題です。

元気号が再編され、子供たちのデザインによるカラフルな色と絵柄で、町内を走っていてもすぐに「あっ、元気号だ」とわかり、とても目立つのはいいのですが、有料化により11%も利用者は減るし、買い物に行けても帰りは利用できる時間帯に来てくれないから、利用したくてもできないというお声はまだまだ強いです。12月議会でも他の議員からも、午前中の議会でも取り上げられているこの元気号の問題、町は真剣に検討されているのでしょうか。高齢者や低所得者などに利用料の割引制度も検討されていますか。デマンドも検討すると言われていますが、どのように検討されていますか。できない、できないばかりでは何も進みません。町民の足の確保のため、高齢者の運転による事故が起きないように一日も早くデマンドを走らせるべきではないですか。

2番目、空き家を町が住めるよう手当をして、町営住宅として活用してはいかがでしょうか。

国土交通省は、2017年通常国会に空き家を準公営住宅として活用できるよう提出すると言っていますが、それに先駆けて広陵町の老朽化して住むのに困難になってきている町営住宅への利用を検討されたらいかがでしょうか。この間380件と聞いたんですが、きのうは350件というお話がありましたけれども、その数の空き家があり、アンケートで利用できるところか、倉庫とか、車庫とか調べているところと聞いていますが、その調査が終われば町営住宅として利用できる空き家が何戸か、どのような状態の空き家が判明すると思います。その中で、十分住めるところで、所有者が貸してもいいところや、売ってしまいたいところなどを交渉して住めるようにしたら、町は新たに建設しなくても町営住宅を確保できます。現在の町営住宅居住者、空き家をどう処分したらいいかお困りの空き家所有者、町と3者ともに利することができると思います。

3番目、国保の滞納者への差し押さえが強められています。悪質な滞納者以外への差し押さえは生活費を残すべきではないでしょうか。

先日の国保運営委員会で私が質問しましたが、滞納金額を差し押さえる場合、給料等を差し押さえる場合の差し押さえ禁止額では、一定の生活費は差し押さえてはいけないとの徴収法の規定があります。徴収法76条1項、徴収法施行令34条、差し押さえ禁止額はA（給料から天引きされる所得税・住民税・社会保険料）+B（最低生活費相当額（現在

は10万円+4.5万円×家族人数×必要なら日割り) +生活費の加算額(総支給額-A-B)の2割)、つまり、最低生活費相当額Bの1.2倍が滞納者の手元に残るということになります。ところが、預金に給料が振り込まれた途端、資産とみなされて、わずかな金額しか残さず、冷酷に預金のほとんどが差し押さえられるケースが以前あり、返還に応じないケースもありました。これから県単位化の国保になれば、町は県に100%上納しなければならず、この差し押さえの強化が予想されます。生活費、年金など差し押さえできない性質のお金は、通帳に振り込まれてもお金の性質は変わりません。振り込まれれば、一般債権になるとはとんでもない論理ではないでしょうか。

4番目、就学援助制度の入学準備金は前倒しで支給すべき。

12月議会では、王寺町が就学援助金を入学前に支給を決めたと質問をいたしました。その後、河合町も上牧町も、そして奈良市でも前倒しを始めています。北葛城郡でやっていないのは、何と広陵町だけです。すぐに始めるべきではないですか。所得把握の基準が前年度で確認するのが遅くなるからとの理由も挙げていますが、役所仕事の典型です。必要なときに支給するのは当たり前のこと。他町村ができて広陵町ができないのはさらに問題です。即改善すべきです。他の町ができて、なぜ広陵町ではできないのですか。また、入学準備金も2倍になっていると聞いています。町は幾ら支給をされていますか。

以上、4項目よろしく願いいたします。

○議長(笹井由明君) ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長!

○町長(山村吉由君) 山田議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず1番目、公共交通の利用運賃の改善とデマンド導入は喫緊の課題ということについてでございます。

広陵元気号につきましては、昨年10月からの本格運行に伴い、有料化とさせていただきました。通勤や通学、買い物等に使えるようになり、便利になったという声をいただいている反面、ルートの見直しにより以前に比べ乗り継ぎが必要となり不便になったというような声もいただいております。

また、濱野議員の御質問にもお答えしたとおり、本格運行前と比較して、中央幹線を除く北東部支線及び西部支線では利用者が減少していることから、利用促進につながるPRを継続するとともに、広陵町地域公共交通活性化協議会での協議を踏まえ、必要な改善を行っていくこととしております。

なお、デマンド交通の導入につきましては、これまでの議会でもお答えしましたとおり、国や県、交通事業者、住民代表などで構成する広陵町地域公共交通活性化協議会において議論いただき、住民ニーズを踏まえた公共交通のあり方を検討した結果、広陵元気号の再編を行うこととなったという経緯がございます。

デマンド交通につきましては、現在、他市町における導入例を研究しておりますが、現時点では、広陵元気号の利用促進を図ることを最優先に取り組んでまいり所存でございます。

2番目の空き家を町が住めるよう手当をして町営住宅として活用してはという御提案でございます。

現在、町では人口減少や少子高齢化の進展など、社会環境の変化を踏まえた新たな住宅施策や福祉施策が求められている状況を踏まえ、広陵町営住宅長寿命化計画を策定しております。山田議員のおっしゃるとおり、空き家を利用すると、町が新たに建築しなくても町営住宅を確保できるということはメリットであると考えます。しかし、国土交通省におきましても、準公営住宅制度について、民間企業への影響もあるため、慎重に制度設計を進められています。公営住宅として使用するためには、対象となる住宅が公営住宅等整備基準の要件を満たしている必要があり、空き家所有者の負担もしていただく必要も生じます。

また、維持管理面を考えますと、集約するというのではなく、逆に分散化することとなりますので、維持管理を行う上で、効率的ではありませんが、国の施策として空き家改修補助金が発生する事業であり、家賃の補助も検討されておられますので、制度確定後、総合的に研究して、よりよい町営住宅を確保できるよう検討してまいりたいと考えてます。

3番目、国保の滞納者への差し押さえが強められているということについての御質問でございます。

国保の滞納者への差し押さえが強められているということについて、悪質な滞納者以外への差し押さえは、生活費を考慮すべきとの御質問でございます。

町諸税が3回の納期に設定されていることに比べて、国保、介護、後期は納期を8回と設定されており、未納者に対し、督促、催告、差し押さえ予告、訪問を比較的早期に実施し、反応がない方に対し、差し押さえ処分を行っております。差し押さえを実施した各年度の国保税滞納者の換価実績は、平成26年度36人、906万円、平成27年度49人、342万円、平成28年度40人、63万円と金額が減少しております。このことは、これまでの取り組みにより、自主納付が進んでいるものと考えております。しかしながら、一部には、預金や毎月の収入が十分あるにもかかわらず、みずから納付いただけない滞納者がおられることも事実であり、その場合はやむを得ず差し押さえを実施しております。

国税徴収法第63条では、徴税職員は債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さえなければならないと規定されているとおり、全額を押さえることもありますが、それも幾度の支払いの要請に全く応えていただけない方の場合に限りです。給与の差し押さえについては、山田議員も御指摘のとおり、国税徴収法第76条第1項及び国税徴収法施行令第34条において、差し押さへの制限がありますが、一旦預金口座に振り込まれると、預金債権として区別がつかなくなり、「差押禁止債権が預金口座に振り込まれることによって生じる預金債権は、原則として差押禁止債権としての属性を承継しない」という最高裁判

例に従い、禁止額は考慮されません。しかし、国税徴収法基本通達に示された最低限の給与差押禁止額等の配慮はしており、その結果、返還しないと生活に困るとの申し出はほとんどありません。

なお、保険者が県単位になることによる滞納処分の強化を御心配いただいておりますが、これまでどおり公平性の意識を持ち、減免や納税緩和措置など制度の仕組みを丁寧に説明しながら、現年度優先、延滞金完全徴収という収納方針を進めてまいりたいと考えております。

最後は、教育長がお答え申し上げます。私からは、以上でございます。

○議長（笹井由明君） 松井教育長！

○教育長（松井宏之君） 山田議員の質問事項4番、就学援助制度の入学準備金は前倒しで支給すべきにお答えさせていただきます。

今回の御質問項目につきましては、さきの12月議会において、方針として「世帯の収入状況の把握に関して、直近の情報を基準とする現在の取り扱いが最善であると思われませんが、支給時期を変更させていただくことについては、近隣自治体の状況なども踏まえて判断してまいりたいと考えるものであります」と答弁させていただいております。

北葛城郡内の現状につきましては、新たに3月に支給をすることを決定されたところもありますが、本町は、本年度中に支給することは準備上難しいところありますので、平成29年度分として、毎年7月に支給しております学用品費、給食費、校外活動費、入学準備金のうち、入学準備金の支給を少しでも早く支給できるよう準備させていただきます。

支給金額につきましては、平成28年度実績で1人当たり、小学生は1万9,900円で、中学生は2万2,900円となります。この金額につきましては、国の補助金の上限を参考に決定しております。

平成30年度の入学予定者に対する入学準備金の取り扱いについては、早期に支給を考え、平成30年3月に支給をすべく、平成29年11月の小学校入学予定者に実施する就学時健康診断において、周知のためのチラシを配布することで、保護者の皆様に御理解をいただきたいと存じます。

金額についてのお尋ねもいただいておりますが、国の要保護児童生徒援助費補助金が引き上げられることを参考に、検討してまいりたいと考えるものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笹井由明君） それでは、再質問願います。

3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 公共交通のことですけれども、料金の有料化を検討されている

ときに、私、平成27年12月議会で、私の一般質問で、有料化は慎重にすべきだとして質問したとき、当時の植村部長の答弁で、「有料化による利用者の減少は考えておりません。台数をふやすのだから減ることはないと考えています」との答弁で、私は減ることを全然考えていないのですかとあきれてしまった覚えがあります。今、伺ったら11%減っているということで、減少の中身、町はどのように分析されておられますか。どのような方々が利用を控えておられるのかなどわかっておられますか。

○議長（笹井由明君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 失礼をいたします。ただいまの山田議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成27年の12月議会の時点で、当時の部長のほうからそのような発言があったということは伺っております。ただ、議員もおっしゃっていただいているように、現実に有料化が始まって、朝から濱野議員の御質問にもお答えさせていただいたように、幹線によっては西部と北東部支線のほうで減っていると、これは事実でございますので、重く受けとめたいと思います。

それで、分析につきましては、具体的な分析というのは、このちょうど3月いっぱいをもって、本格運行から半年という形になりますので、一つ私ども担当者のほうにも言っておるんですが、通常の路線バスのほうでも県のほうでも一つ評価指標というのがあるようでございます。そのバスのほうに利用者人数がその路線ごとに何人ぐらいいるのかという一つの指標があるようでございますので、そういう指標をもとに、まず3月末で一旦その評価指標をもとに評価を行いたいというふうに考えております。

その中で具体的に、これをもし路線バスに、仮に路線バスに当てはめれば、廃止になるんじゃないかというような一つの方向性というか、検討材料的なものにも上がってくるおそれがありますので、そういう形で一つ分析はしていきたいと考えております。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 私はどのような方々が利用を控えておられるのか、分析されているのかとお聞きしたかったんです。

高齢者が外出を控えてしまって、健康を害されるのが私は一番心配なんです。生きがいで奪われることになりますからね。そこで、高齢者が利用を控えないような工夫はやはり要ると思うんです。無料券の発行とか、優待券、福祉課とも協議されて特定健診とかに來られた元気号の無料券を配布とか、ヘルスチャレンジ参加者の高齢者に配布とか、そういうことなどを検討できるんじゃないかなと思うんです。

午前中、何か町長が健診のときなんかには、配ってもいいようなお話があった。それを

もうちょっと拡大して考えていただいたらどうかなと思うんです。その辺の高齢者の外出促進が損なわれないようなそういう無料券とか、それから優待券とか、そういうことは考えていけますか。やはり西部とか北東部の使いにくいという、濱野議員の直行便がない、乗りかえなきゃいけないということも、私も後で質問しますが、そういうことも十分あると思うんですけれども、やはり有料化になって、今まで毎日のように出かけていた方が半分ぐらいしか出かけなくなったりとか、そういうことで減っていくことも多いと思うんです。その分をカバーするために、やはり何回も今までお使いだった方のためのそういう無料券とか、優待券、そういうものの発行は御検討いかがでしょうか。

○議長（笹井由明君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） お答えをさせていただきます。

無料券等の発行についての御意見というか、御提案だと受けとめております。

まず平成29年度に私ども一つ予定しておりますのは、保健センターで行っております広陵元気塾との連携ということで、4月、5月をめぐりに元気塾のほうに参加をいただいた参加者の方にお試しの無料券を配布させていただくということを予定しております。

それから高齢者の方の外出支援という意味合いでは、答弁のほうにもさせていただいておりますけれども、運転免許証の自主返納者の方に対しまして、インセンティブという形で回数券を配布すると。具体的には、この二つから進めてまいります。

おっしゃっていただいているように、やはり高齢者の外出支援なり、お困りの方々、何とか元気号を利用していただくと。もちろん改善すべきところは改善しますが、やはりPRをこういう使い方ができますよということで、そこらのほうにもしっかりと力を入れてまいりたいと考えておりますので、そのあたり、お年寄りの方がホームページをどこまで見ていただくのか、またスマホのほうでどこまで見ていただくのかということもありますけれども、地区のほうへも出向いていかせていただいて、元気号のこういう使い方がありますよということで、そういった周知を平成29年度のほうは進めてまいりたいと考えております。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 免許証の返納の話がありましたけれども、このまま返納されたら即困りますよ、高齢者の方、買い物に行くにも、お医者さんに行くにも。イズミヤに買い物に行く各大字ごとの運行時間を調べてみました。午前中の濱野議員のお話にもありましたように、イズミヤの滞在時間が58分から4時間22分ということがありましたけれども、例えば赤部の方が真美ヶ丘センターには行きやすいんです、今の元気号のルート、これを調べますと。でもイズミヤは、やはり乗りかえなくてはならないんです。赤部に住

む、イズミヤからポイントがつくはがきをもらったAさん、朝10時23分の元気号に乗り、10時32分に役場に到着して、北東部支線か、中央幹線に乗りかえないとイズミヤに行けません。中央幹線は10時42分で、イズミヤに着くのは10時48分です。ところが帰りは、イズミヤで12時18分まで待って、12時24分で役場で乗りかえて、12時半発で、1時13分赤部着です。約3時間かかるんですね。

沢の方、9時16分に出発して、イズミヤ着9時39分、帰り10時14分に乗って、10時37分着、これは早いんですけども、買い物時間30分しかないんです。これを逃すと12時18分まで待たないとないんです。

みささぎ台の人がイズミヤに行くには、朝9時16分で、役場で乗りかえて9時39分にイズミヤに着く。帰りが10時14分で、10時20分に到着して、11時20分に乗るかえて、みささぎ台に12時に着きます。自転車で行けば15分、車なら10分かからないんですね、みささぎ台に近いですから。買い物時間を1時間ほどとっていますが、2時間半ほどかかります。高齢者運転がなくなるわけです。毎日のように高齢者の交通事故、全国どこかでニュースになっていますね。広陵町でも75歳、80歳を過ぎても運転したくないんだけど、医者へ行ったり、買い物に行くのに運転しないと行けないから仕方なしに運転しているんだと、無理して運転されているんです。それが今の現状です。元気号も、いずれも行きはいいけど帰りが怖いんです。何時間も待たないといけません。帰りこそ荷物が多く必要なのにです。これ以上、便数をふやすこと、また必要な改善を行っていくという御答弁がありましたけれども、幾ら改善してもだめなものだめなんじゃないかと。特に停留所まで歩いていくことがつらい方です。そういう方へも便利になるデマンドがあるじゃないですか。このデマンドの導入、また香芝市のデマンド連携の検討は今どうなっていますか。

答弁では、広陵元気号の利用促進を図ることを最優先に取り組んでいるところで、デマンドの導入に関しては、活性化協議会において議論したけれども、元気号の再編を行うことになった経緯がありますという御答弁でしたけれども、このままだったら犠牲者が出ますよ。犠牲者が出る前にやっぱりデマンドを導入していただいて、連携協定をするんだったら連携協定して、香芝市のデマンドを広陵まで乗り入れていただいて、そして高齢者の方が安心して免許証を返納できるように、すぐすべきじゃないですか。その辺どうですか。犠牲者が出たら遅いんですよ。

○議長（笹井由明君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 失礼をいたします。

朝からは濱野議員のほうから使えない元気号というようにお話をされまして、お昼はまた山田議員のほうからだめなものだめというようにお話がありまして、うちの母親も広陵元気号を使ってイズミヤまで買い物に行っておるんですが、私はだめな元気号に母親を

毎日乗せているのかというような感じにちょっとなりました。イズミヤに行くという例をおっしゃっていただいたんですが、イズミヤさんを中心を全てを考えるわけにはやはりいかなと思いますので、それは一つの例ということで、議員のほうから、先日も実際御利用いただいている方をお連れいただいておりますので、そのあたりはできる範囲の中でどういう改善がとれるのかと、また、やはりその地区に住んでおられる方が実際にどういったところに行きたいのかというのはやはり聞いてみないとわかりませんので、そのあたりは、改善の中で加えてまいりたいとは考えております。

それからデマンド交通の件でありますけれども、これを最初に、山田議員もこのバスのほうですね、カラフルになって目立つようになったということでお褒めいただいたわけですが、やはりバスのラッピングに町内の小中学生が一生懸命考えて、何点という応募の中からバスになったわけでございます。私もあのバスを見た瞬間に、やっぱりこれすぐはだめだからデマンドに切りかえようというのではやっぱりあかんなど。まずは、このバスをやっぱり町内の方、しっかりと利用いただけるようにしないといけないなというのが一つ思ったところでございます。ですので、デマンド交通につきましては、そういう中で、廃止とかいうことでおっしゃっているのではないかとと思いますが、どこまで公共交通の中で、そういったデマンドという考え方を持ち込むのかということだと思います。例えば福祉タクシー的などところでおっしゃっている方々をカバーできるというやり方がないのかということもありますので、その辺はちょっと総合的に公共交通とそういう福祉の面とあわせて検討してまいらなければならないと考えております。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 奥田部長、私、今までも何回かこの公共交通について質問してきましたけれども、それ全然議事録を読んでいただけていないので、すごくがっかりしたんですが、私はこの元気号をやめろとは言っていないんです。欠陥がある分をデマンドで補ったらどうかということを行っているわけです。長野県の安曇野市では、朝と、それから夕方の通勤・通学時には、この公共交通を使って、お昼間は空気を乗せて走らないでデマンド交通で必要なときに必要な人が必要なところに行く、そういうやり方をその当時の議員みんな研修に行って、これはいいなということで答申も発表させていただいた経緯がございます。それは見ていただけていないんですか。そういう意味で香芝市との連携を図ってほしい。今の元気号では、補えないところをデマンドで補ってほしい、そういう意味で私は言っているんです。

ちょっと時間もないので、もう一つの質問もついでに言いますが、あと古寺の町営住宅にお住まいの方は停留所がなくて、やっぱりちょっと足の不自由な方でちょっと坂になっているので、中央公民館まで歩いていくのがつらいから停留所をつくってほしいという要望がありましたので、ぜひこのことも検討していただきたいというふうに思っています。

その辺どうでしょうか、その2点。

○議長（笹井由明君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 失礼をいたします。

山田議員のおっしゃっていただいている件につきまして、私も御理解させていただいております。

あと、町営住宅のほうへの停留所につきましても、これは繰り返しになりますけれども、活性化協議会の中で協議をいただく件になりますので、今この場ですぐにそれが実現できるということではお答えはできませんけれども、そういうお声があるということで協議会のほうにかけたいと考えております。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） ぜひ長野県の安曇野のデマンド交通のやり方、社会協議会が運営しているんですが、勉強してみてください。

次にいきます。

空き家対策です。空き家等の所有者にアンケートを実施されましたが、何件に出され、何件の返信があったのでしょうか。その中で町営住宅として使える空き家、住めるような空き家はどのくらいありましたか。

○議長（笹井由明君） 松本環境部長！

○環境部長（松本 仁君） アンケートにつきましては、私のほうで担当しておりますので、お答えを申し上げます。

アンケートを送付した送付件数でございますけれども、こちらのほうは888件、数字がそろっていますけれども888件現地調査を行いまして、アンケートを結果的に送った件数でございますけれども、352件ということでございます。

以上でございます。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 住める空き家、使える空き家は。

○議長（笹井由明君） 松本環境部長！

○環境部長（松本 仁君） 済みません、これにつきましては、アンケートの集計を行って初めてわかることですので、現在、集計を行っておりまして、皆さんの回答を状況をまとめた上で、それらの報告をまたいずれさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） それはいつごろ出ますか。感覚的に何件ぐらい出るか、それだけでも教えていただけたらと思うんです。

それと御答弁で維持管理面を考えると、集約するというのではなく、逆に分散化することとなるので、維持管理を行う上で効率的ではないというような御答弁があったんですけども、数はそんなに多いわけではないんですよね。平尾、六道山の建物はだいぶ傷んできていて、両大字だけなら9世帯なんですよ。せめてその方々のお住まいだけでも良好な環境のおうちに移っていただくことから始めることは可能なのではないのでしょうか。きのうの坂野議員の六道山地域の方々が、やはり老朽化している町営住宅のことを御心配で、池とともに一体化してその辺の見直しをしてほしいという住民の方からの要望があるというふうに、きのうお聞きしましたけれども、やはり周囲の方も大変心配されていらっしゃる町営住宅、やはりこういう空き家とかに、例えば町が建てたら、今まで二、三千円の家賃で住んでいた方が1万円とか、1万5,000円とかに高くなってしまいますよね。それで皆さん建てていただいたら困るなというような、私も前に訪問したらそんなお声がございました。家賃が高くなるのが心配。そうしたら数千円だけの値上がりで、今よりも良好な空き家を住みかえていただく。それも9件なんですから、維持管理できるんじゃないですか、何百件もあるわけではないんですからね。そういうふうなことはいかがでしょうか。

○議長（笹井由明君） 廣橋事業部長！

○事業部長（廣橋秀郎君） 9件の今、平尾地区と大塚地区の町営住宅にお住まいの方の対応ということでございますけれども、やはり町営住宅という性質柄、やはり民間住宅とは違うと。また民間住宅に直接、町として補助をするというのはちょっと難しゅうございますので、やはり町営住宅として、やはり認定させていただき、その部分について、今度国土交通省のほうで検討されておりますやはり家賃補助という形になりますのか、また施設、空き家をこの町営住宅の住宅基準に整備していただくということも当然必要になってまいりますので、その辺少しではありますが、安全なところにお住まい願うということも考えてございますので、その辺はやはり準公営住宅という方向を見定めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 公営住宅としてということですがけれども、その公営住宅に今まで待っていたんですけれども、なかなかならないわけですよ。毎日毎日劣悪の条件の中でお住まいなわけですよ。それを少しでも、やはり良好なところに住んでいただくということを、これは知恵と工夫でできるんじゃないですか。その空き家対策計画が検討されようとしている今、こういうことも盛り込んでいただきたいと、空き家を町営住宅にするようなことも盛り込んでいただきたいと思うんですけれども、そしてその空き家を有効的に活用されるべきだと思うんですけれども、もう一度御答弁いただけますか。

○議長（笹井由明君） 廣橋事業部長！

○事業部長（廣橋秀郎君） やはり今、住宅に困窮されておられる方、今入居されている方以外にも、やはり昨日の奥本議員の質問にもございましたけれども、やはり待ち望んでおられる方がやはりあるというのは現実でございますので、やはりある一定の住宅を整備した上で、やはり入居していただくという方向で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

やはり今、準公営住宅の方向で、やっぱり整備がきちっとされた段階で、町としても補助をもって、やはり取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） でも今いっぱいなわけでしょ。なかなか今までそういう考え方で来られて何も進んでいないわけですよ。やっぱり一歩進めるという、そういう検討が要るんじゃないかと、空き家がこれだけ注目されている今。ぜひ検討してください、できる方法がないかどうか。

それと生活保護基準が改悪されて、ひとり住まいの方で今まで家賃が3万5,000円が3万3,000円になり、引っ越しを勧められても、その金額のアパートを見つけるのは本当に困難なんです。そのような方々のためにも空き家の利用は考えられないでしょうか。その金額に合った空き家があれば、県にも補助をお願いして、町が手を入れて貸す方向も検討されてはいかがでしょうか。

後期基本計画では、町営住宅の整備に、個々の状況把握を行いながら建てかえや改善、用途廃止等を計画的に推進とありますが、どのような計画を進めて、何年かけるつもりですか。

○議長（笹井由明君） 廣橋事業部長！

○事業部長（廣橋秀郎君） 個々の町営住宅につきまして、集約していくのか、また廃止していくのか。今現在、長寿命化計画につきまして、検討してございます。ただ、やはり今の敷地だけではやはり整備というのはいけませんので、やはり拡大というふうな部分についても検討して進めていかなければならないので、やはりいつまでという、なかなかその辺の目標年度というのが定まりませんが、やはり老朽化しているのは、3地区の町営住宅が老朽化しているのは現実でございますので、その部分について、やはり長寿命化、また改築、集約という方向で進めてまいりたいと考えております。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 答弁漏れです。

生活保護基準が改正されて、3万5,000円が3万3,000円の家賃の金額に引き下げられてしまった。だから、そういう生活保護の方のアパートを見つけるのが大変だから、空き家を活用したらどうですかということはいかがでしょうか。

○議長（笹井由明君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 私、質問、答弁のやりとりを聞かせていただいて、空き家、例えば一戸建ての空き家を整備をして町営住宅に貸すとすれば家賃はどの程度になるのか。国のほうがどれだけ補助してくれるのか、町営住宅は平尾、疋相、私、町営住宅の長寿命化という言葉に抵抗を感じております。もう長寿命化する住宅でないということで、早く建てかえろと担当に申し上げておりますので、疋相も含めてやはり老朽化しておりますので、統合して、どこかで1カ所で町営住宅を建てるべきだということを申し上げております。

それで住宅だけでなしに、その下に買い物ができる民間の施設も入っていただけるような住宅を構想してはどうかと。そこに住まれる方も利便性が高くなる、そういう町営住宅を考えられないのかということをお願いしておりますので、研究をしてくれるというふうに思います。とにかく長寿命化ではない。改築するということではないと進められないと思います。一戸建てを改修して、町営住宅に充てるというのは、ちょっと無理が生じるのではないかという気がいたしておりますので、これは国の補助基準を見ないとわからないということでございます。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 今の町長の提案はすごくいいと思うんですが、ネックはやはり

今住んでいる方が新しくなったら数千円だったのが何万円をとられるんじゃないかと、そこが心配なんです。そこを安くしていただけたら、私はそれでいいと思います。

それと地震が起きたら本当にすぐ倒れてしまうようなところですので、早く計画を、安心なところに住めるように進めていただきたいと思います。

それからマイホーム借り上げ制度説明会開催チラシが広報に入っていましたけれども、26日、グリーンパレスで行われますが、今、参加申し込みはどのくらい反響はありましたでしょうか。

○議長（笹井由明君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 今、確認させていただいているのは、私の手元では5件程度だと確認しております。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） この制度を町も利用して、計画的に子育て支援や町営住宅に振り分けての活用を検討していただきたいと思うんですけども、今町営住宅は、町長はそれは無理とおっしゃるので、国の支給金額を見てということですけども、そういう活用も検討をされていますか、その子育て支援とか、町営住宅とか、そういうようなことに、このマイホーム借り上げ制度、これを検討されるということはないですか、町が。

○議長（笹井由明君） 廣橋事業部長！

○事業部長（廣橋秀郎君） 今現在、国土交通省のほうでやはり準公営住宅だけでなく、やはり子育て世代に対するやっぱり家賃補助というのも計画されておるようですので、その辺もしっかりと見きわめて、補助できる枠組みができましたら、やはりそれに乗っていききたいというふうに思います。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） ちょっと論議はここまで堂々めぐりみたいなので、次へ移ります。

国保滞納者への差し押さえ強化は適法にやっていただきたいんですけども、答弁では、一部には預金や毎月の収入が十分あるにもかかわらずというような答弁がありましたけれども、そういう方は本当におられたんでしょうか。私が把握している方では、そういう方はおられないんですよね。

それと最高裁判例に従い、金銭額は考慮されていませんですが、この最高裁判例はいつの判例ですか。

○議長（笹井由明君） 吉田総務部長！

○総務部長（吉田英史君） 失礼します。

答弁の中で、町長のほうが触れておりますけれども、国保のほうで議員さんのほうはおっしゃっていただいておりますけれども、私ども国保だけでなく、税全般についてちょっと答弁のほうをさせていただいております。その中には、預金調査の結果、資力のある方、口座に結構な金額が残っておられる方もいらっしゃいますので、その場合は、必要に応じて差し押さえをしておるといった状況になります。

それから、最高裁の判例ですけれども、たしかちょっと資料のほうがあればですけども、たしか平成10年に最高裁判例が出ておりますので、その判例に沿って預金債権については、継承しないということが出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） この最高裁の判例、町が根拠としている判例では、行政機関による差し押さえの事案ではなく、金融機関による相殺の事案だったんですね。両当事者がお互いに金融請求権を持っているときに、同額で打ち消し合うということが相殺のことなんですけれども、最高裁判決の内容は、原審が適法に確定した事実関係のもとにおいては、所論の点に関する原審の判断は正当として是認でき、その過程に所論の違法はない。論旨は独自の見解に立って、現判決を論難するものに過ぎず、採用することができないと述べているだけで、ちょっと意味が全然わからないんですけれども、積極的に見解を示したのではなく、先例となる判決ではないと言えます。少なくとも差押禁止債権の趣旨を失わせるような脱法的な差し押さえを行うことを最高裁の判決が許していないことは明らかです。原審でも受給者の生活保持の見地から、右差押禁止の趣旨は十分に尊重されてしるべきと判事されていることを無視してはいけないと思うんです。その根拠とされている平成10年2月10日の判決の例は、相殺のことであって、そして脱法的な差し押さえを行うことを最高裁判決が許していないということを私は述べておきたいと思います。

以前に鳥取の平成20年に児童手当差し押さえの裁判で鳥取県が負けて返済したことは御存じですか。

○議長（笹井由明君） 吉田総務部長！

○総務部長（吉田英史君） 私のほうも鳥取の事例のほうも調べております。たしか高裁

のほうまでだったと記憶しております。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 前日まで73円しか預金通帳に残額がなく、生活に困窮しておられる家庭と県は認識していたのに、児童手当が振り込まれた朝9時に、県税事務所は全額差し押さえたんです13万73円、73円しかなかったところに13万円振り込まれたから、13万73円、全部差し押さえられちゃった。奥さんが9分後におろしにいったらなかったと。学校に給食費も払います。それから学校に払ういろんな手当も払いますと約束していたのに払えなくなって、本当に困ったということで、裁判で子供さんの児童手当を差し押さえてはいけないものとみなされ、それで73円は返ってこなくて13万円だけ返還された裁判です。児童手当は児童を養育している家庭の生活安定と児童の健全な育成及び資質の向上という児童手当法第1条という目的のために支給されるものですから、子供のために支給されたお金を滞納している税金や国保料改修のために取り上げてはいけないのです。この児童手当も、口座に振り込まれた場合、広陵町は差し押さえているんでしょうか。

○議長（笹井由明君） 吉田総務部長！

○総務部長（吉田英史君） 児童手当のほうは、差押禁止財産、禁止債権というふうになっておりますので、最高裁判例のほうはありますけれども、実質的に給与債権のうち、差押禁止債権に該当する金額につきましては、給与債権の差押禁止の条項というのが無意味というふうになると考えておりますので、そのあたりは考慮しながら差し押さえのほうはさせていただきたいと思っております。最高裁判例では、その給与債権と預金のほうとありますけれども、その辺はきっちりと判断しながら十分な調査をもって差し押さえのほうはさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 吉田部長から差押禁止債権の内容も聞きたかったんですけども、言われなかったので、お聞きします。

年金、給与、児童扶養手当、高齢者の医療給付、高額医療費、これらはどうですか。

○議長（笹井由明君） 吉田総務部長！

○総務部長（吉田英史君） 済みません、ちょっと今、資料のほうを持ち合わせておりま

せんけれども、生活に関する分につきましては、一定の要件がございます。その部分をもって、例えば先ほど言われました給与につきましては、給与そのものを差し押さえることにつきましては、先ほど山田議員が質問の中で触れられたような計算方式がございますので、それに沿ってすることにはなっておりますけれども、預金債権の場合につきましては考慮されませんが、そのあたりも十分に調査しながら差し押さえのほうはさせていただくこととしております。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） ですから、やっぱり預金に入ったからといって、全額とか、本当に前にあったのは、16万円入ったら6万円しか残さずに差し押さえられたケースがあったんですよ。不服申し立てしたんですけども、返ってこなかったという件がありました。そこを本当に生活困窮をしておられる方とわかれば、ぜひ配慮していただきたいと思うんです。

現在の広陵町の国保税の滞納者件数241世帯というふうにお聞きしています。差し押さえ件数は116件で48%です。大阪ではたった0.6%しか差し押さえていないんです。違法な差し押さえがされているんじゃないかというふうに、この数字から思えるんですよ。きちんと生活していただけるものを残して差し押さえていただきたい。

滞納者には悪質な人ばかりではないんです。払いたくても払えない高い保険税が原因なんです。資料を見てください。所得階層別世帯数を見ても、ほとんどの方が300万円以下の所得の方です。300万円の所得の方、お二人子供さんがおられて4人家族でしたら幾らの税額ですか。

○議長（笹井由明君） 奥西生活部長！

○生活部長（奥西 治君） ただいまお尋ねの所得が300万円の場合で、4人家族の場合ですが、所得ですので、給与収入に換算したときに450万円として給与所得が306万円になります。それを300万円に置きかえさせていただいて、33万円の控除をさせていただいた上での計算の結果ですと、年額で43万100円という金額になるものです。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） ですから、40万円、8回で5万円以上払っているということになります。それだけお給料から払って、親子4人で生活していくのに、本当に家賃やローンがあればやりくりが本当に大変です。国保税や税金のためにパートに行っているようなものやと言っている奥さんもおられました。仕事が忙しく催促の通知を見逃していたり

気がつかなかったり、そういう方々を丁寧に訪問するなどの努力をさらにしていただいて、お給料のほとんどを差し押さえることは、預金口座に入ったとしてもやめていただきたい。追い詰めてしまうより働いていただいて、しっかり納税を分けてでもしていただくほうが健全なやり方ではないかと思うんです。これから国保のことでしたら、県の単位化が進んで、こういう丁寧なやり方で納税を進めていくことをお願いをしたいと思っています。これ、どうですかというふうに聞いても、そういうふうにしますという答弁、先ほど丁寧に説明しながらやっていきます、考えておりますという答弁がありましたので、お願いをしたいと思います、時間もないので。

就学援助ですけれども、この資料を見ていただいたらわかっていただけると思うんですけれども、広陵町以外、この一番右の2017年度計画支給時期、奈良市、これは中学のみですけれども、ほかの上牧町、王寺町、河合町、3月支給ですよ。そして、そのもうちょっと左、小学校単価を見てください。2017年度計画、広陵町1万9,900円ですけれども、4万600円のところが桜井市、それから山添村、三郷町、斑鳩町、川西町、三宅町、田原本町、ずっと4万600円のところが検討中、2017年の計画であるわけです。やはりちょっと広陵町、子供の貧困問題について歩みが遅いんじゃないですか、考えるの。冷たいんじゃないですか。その辺どうですか。もうちょっと来年の3月には考えるということは前向きな御答弁をいただきましたけれども、この入学準備金が倍になっているところが多いんですから、ぜひこれもお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（笹井由明君） 池端教育委員会事務局長！

○教育委員会事務局長（池端徳隆君） 資料をお示しをいただいております。この資料は、私どものほうも当然状況を確認するのにとっておりまして、平成29年2月段階では、まだちょっと答えが出ておりませんが、最新版は広陵町も検討中というようになってございます。それとあわせて、教育長答弁で、全て原則というか、やり方についてお答えをさせていただいておりますけれども、具体的に今年度からすぐ実施をするというのは、準備上も、やはり期間的なものと、あと周知が全てに行き渡らない可能性がございます。幼稚園、保育園に行っておられない御家庭もございますので、そういったところも踏まえまして、手続をちょっと申し上げますと、この平成29年4月の段階。

○3番（山田美津代君） もう時間がないので。

○教育委員会事務局長（池端徳隆君） わかりました。そうしたら、そのような形で善処させていただくと。金額的にも状況を見て考慮するというところでございます。

以上でございます。

○議長（笹井由明君） 3番、山田さん！

○3番（山田美津代君） 私が12月に言ったときにすぐ準備にかかっていたらいいんじゃないかなと思うんですけども。遅いのはやっぱりかかるのが遅いんじゃないですか。

それから周知のためのチラシを就学時健康診断において配布するということがありましたけれども、いつものチラシではわかりにくいです。やっぱり他町村に準じて何人家族で幾らの方は、これだけの収入の方は該当しますよという丁寧なこともしていただきたい。

新入学金準備金もあるということも書かれていないです。ですからチラシの内容も、もっとわかりやすいチラシの内容で配布していただきたいということをお願い申し上げまして終わります。

○議長（笹井由明君） 以上で、山田さんの一般質問を終了いたしました。